

根室海区漁業調整委員会指示第2号

根室振興局管内忠類川河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和7年7月8日

根室海区漁業調整委員会会長 福原正純



根室振興局管内忠類川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間はさけ及びますを採捕してはならない。

ただし、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第52条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。

区 域					期 間
河口及び沿岸		方位（真方位）		沖合	
左海岸	右海岸	左方	右方		
500m	500m	58° 50′	58° 50′	500m	令和7年 8月3日から 令和7年11月4日まで

この表による河口付近の区域は、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。